

保護者 各位

玉名市長 藏原隆浩（公印省略）

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための保育所等への登園
自粛の期間延長の御協力について（お願い）**

日頃から、保育所（園）及び認定こども園等（以下「保育所等」）の運営に御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在、本市は熊本県に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急拡大している状況等を鑑み「まん延防止等重点措置」が適用されているところです。

このような中、政府は熊本県の要請を受け県内の感染状況を鑑み、本日、2月13日（日）までとしていた「まん延防止等重点措置」の適用期間を3月6日（日）まで延長することを決定しました。

つきましては、本市においてもこの措置に伴って登園自粛等の御協力をお願いする期間を下記のとおり延長しますので、御理解のうえ、御協力いただきますようお願い申し上げます。

【保護者・ご家庭へのお願い】

1 登園自粛等をお願いする期間

令和4年1月21日（金）から令和4年 **3月6日（日）**まで

（※「2月13日（日）まで」を3週間延長します。）

※登園自粛等をお願いする期間は、熊本県に適用されている「まん延防止等重点措置」の期間と合わせたため、今後の感染拡大状況等に応じて期間を短縮又は延長する場合があります。

2 登園自粛等のお願い

新型コロナウイルスの感染予防や拡大防止のため、御家庭での保育が可能な方等につきましては、できるだけ「遅めの登園」、「早めのお迎え」、「登園を控える」などの御協力を引き続きお願いいたします。

3 登園自粛等の期間中の保育料（0歳～2歳クラス）

このたびの登園自粛等の要請を受け保育所等を欠席された場合の保育料については日割り減免します。

年度末となるため保育所に通われている方については4月中旬～下旬頃に還付する予定です。認定こども園等に通われている方については各園で還付等の対応を行っているため、認定こども園等へ直接確認をお願いいたします。

なお、玉名市以外から通園されている場合（広域入所）は、お住まいの自治体の取扱いによります。

【問い合わせ先】

玉名市子育て支援課保育係
電話：75—1120